

## 公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第4回） 議事要旨

1. 日時：平成 17 年 8 月 1 日（月）16:00～18:00
2. 場所：砂防会館 別館シェーンバツハサポー 3F 六甲
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、小林康昭委員、福田昌史委員、  
渡邊法美委員、浅沼健一委員、絹川治委員、三浦隆委員、  
宮崎正美委員、門松武委員、水津重三委員、北橋建治委員
4. 委員長挨拶
  - 今回が最後の委員会ということでガイドラインの全体的なとりまとめをしたい。
  - 細かい点について指摘等があれば後ほど受け付けることとしたい。
5. 議事概要
  - 事務局より、資料 4 - 1 ～ 4 - 4 について説明。

### 〔ガイドライン全般について〕

- 前回の資料から、ガイドラインの構成の変更、領域、 から簡易型、従来型、高度技術提案型への表現の変更、さらに政府の基本方針との整合を図っている。
- 特に小規模な工事を除く全ての工事に総合評価方式を適用する旨を明記する。

### 〔実施手順について〕

- 本編と参考資料のフローの違いについて明記する。

### 〔簡易型について〕

- 「簡易型」では施工計画に係わる評価を義務付けるのか、それとも選択肢の一つとするのか。
- 施工計画を最低でも一つ求めるのであれば、重いという感覚はある。企業や技術者の実績だけで判断するという考え方を残してもいい。
- 簡易型は市町村向けと捉えているが、地域貢献が地方では重要と考えている。発注者ごとに評価項目の選定にある程度自由度を持たせたほうがいい。
- 施工計画に関する評価を入れたいという意見と、自治体では他の考え方も取り入れられるようにしてもらいたいという意見があるが、評価項目の選定は発注者の裁量に任せるか、必ず設定すべき項目をガイドラインに明記するかを決めなければならない。そもそもガイドラインの適用範囲、位置付けをどうするかが記載されていない。
- ガイドラインを読む限りはどちらとも読めるので心配はないのではないかと。表記とし

て、「簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、又は工事成績等」(p.2)としてはどうか。

- 主観的な判断を入れたくないというの分かるが、そのような検討の可能性を閉ざすガイドラインではいけない。
- 書類審査だけではなく、一言でもよいのでヒアリングを行うことにより不良不適格業者を排除してほしい。
- このような議論の内容をガイドラインに書き込むことは可能かどうか。改善に向けて努力していくというようなニュアンスで書き込む等、事務局で考えてほしい。

〔総合評価による落札者の決定について〕

- 技術点と価格点のバランスについて、技術点が落札者の決定要素となるように配慮して決めるといった表現がほしい。自治体としては、技術点の重みを決定する際の目安がほしい。あまり技術点の配分が小さいと意味がないとも考えられる。
- 試行を重ね、ある程度の範囲に絞り込まれていくのではないか。また、試行を進めて各自治体で判断するのが好ましいと考える。

〔学識経験者の意見聴取について〕

- 前回の資料では年度始めの年間の発注予定の公表の際に、落札者決定基準について包括的に意見を求めてもいいとのことであったが、今回は表現が修正されている。学識経験者の意見聴取は一括して行わず、個別案件ごとに求めるべきということか。
- 総務省の見解は、地方自治法施行令に定められているため、その通り個別案件ごとに実施しなければならず、法律に定められている範疇で事務量が減少するように工夫してほしいとのことである。
- 本委員会の意見としては、地方自治法では認められていないが個別案件ごとの意見聴取は不合理であるから一括して意見聴取を行った方がよいと提言するのか、それとも地方自治法に基づいた上で、事務量を減少させる方法論を提案するのかどうか。
- 参考資料に学識経験者の意見聴取に関して課題があることを記載してはどうか。
- 直轄では財務省と包括協議を行い、標準ガイドラインを作成したが、それと同等のものが地方自治法ではできないか。
- 学識経験者の意見聴取についてであるが、公共工事量の減少に伴って生じる施工不良等のリスクを小さくするために、調達のコストがある程度大きくなるのは自然なことである。ただし、総務省の「縛り」によって社会的費用が非常に大きくなる場合には、総合評価方式のメリットが小さくなってしまう。本委員会の社会的意義の一つとして、以上の点についてもコメントしておいてほしい。
- 学識経験者の意見聴取について地方自治法施行令からは、一括して聴取してよいと読み取るのは難しそう。恣意性を排除するために学識経験者の意見聴取を義務付けてい

ると考えられるが、最も恣意性が働く段階としては落札者の決定時ではないか。主観性を排除し全て客観的に評価するのであれば、一括しての意見聴取が可能かもしれない。施行令ができた時点から品確法が施行されて状況が変わっているとはいえ、恣意性の排除が一番の壁になるだろう。

- 恣意性を排除することは必要だが、主観的な判断は必要である。

〔発注者の評価の体制について〕

- 参考資料に発注者支援機関に関する記述があるが、データベースの整備が最優先ではないか。また、工事成績が発注者によりばらつきがあるため、評価方法を統一する必要があるのではないか。
- 発注者の体制、発注者支援について、その他の留意事項の中で、ガイドラインをより活用するための要素としてデータベースや工事成績の評価を充実しなければならない旨を書いてほしい。
- 受注から工事成績評定の間の例えば監督・検査等、過程の管理が重要であることをその他の留意事項に記載する。

〔その他〕

- 談合対策として入札・契約制度に関する検討が国土交通省で行われており、一般競争入札を広げる方向のようであるが、そこでも価格のみの競争ではなく、総合評価方式を導入するよう配慮して頂けるようお願いしたい。

〔今後の予定について〕

- 今回の議論をベースにガイドラインをとりまとめる。ただし、今後決定される政府の基本方針との整合のために大幅な修正が生じた場合は 9 月上旬にも再度委員会を開催し、議論することとする。
- 今後、ガイドラインが適切に実施されているかについて、フォローアップをしていくことが重要と考えている。
- 細かい修正等の意見については、事務局まで提出して頂く。

以 上